

【問合せ先】

① 専用コールセンター

TEL：050-3821-1200

② 中央区保健所 健康推進課

TEL：03-3541-5930

1 制度全般

Q1 妊婦のための支援給付とは何か。

A 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に令和7年4月1日から新設された事業です。

中央区では、妊婦さんの産前産後期間における経済的負担等を軽減するため、妊娠時に1回目の支給、出産後に2回目の支給として、妊婦支援給付金を計2回支給します。

Q2 「妊婦のための支援給付」と「妊婦支援給付金」の違いは。

A 「妊婦のための支援給付」は事業の名称です。「妊婦のための支援給付」により支給する給付金（現金）のことを「妊婦支援給付金」と呼称しています。

Q3 「妊娠の確認」とは、どのような状態を指すのか。

A **医療機関の医師により胎児の心音が確認された**ことを指します。妊娠検査薬の陽性判定のみでは、妊娠の確認を受けたことにはなりません。

※ 妊娠に疑義があった場合は、申請時に記載された医療機関に照会をする場合があります。**(虚偽の申請をされていた場合は、申請を却下します。)**

Q4 「妊婦給付認定申請」、「胎児の数の届出」とは何か。

A 「1回目の支給」の申請を「妊婦給付認定申請」、「2回目の支給」の申請を「胎児の数の届出」と呼称しています。

Q5 双子を妊娠していたが、1人だけ出産した。この場合は、2回目の支給はいくらか。

A 2回目の支給は、妊娠していたお子様1人につき5万円を支給します。この場合は、妊娠していたお子様は2人であるため、2回目の支給では10万円を支給します。

Q6 「出産・子育て応援ギフト」は支給されないのか。

A 妊婦のための支援給付は、令和7年4月1日から開始した事業です。これまで支給をしていた「出産・子育て応援ギフト」（国の「出産・子育て応援交付金」により支給するギフトカード）は、令和7年度末をもって受付を終了しました。

Q7 所得制限はあるか。

A ありません。

【問合せ先】

① 専用コールセンター

TEL：050-3821-1200

② 中央区保健所 健康推進課

TEL：03-3541-5930

Q8 外国籍だが、支給の対象になるか。

A 外国籍の方であっても、ホームページ本文中の「支給要件」に該当すれば、支給の対象となります。

【問合せ先】

① 専用コールセンター

TEL：050-3821-1200

② 中央区保健所 健康推進課

TEL：03-3541-5930

2 申請方法

案内通知を他人に渡したり、SNSやインターネットサイト等に掲載する行為を固く禁じます。

Q9 申請に必要な書類はあるか。

A 母子手帳番号を入力する項目がありますので、母子手帳をお手元にご用意ください。

また、振込先口座が分かる書類として、キャッシュカードや通帳の写真、振込先口座の情報が表示されたスマートフォン等のスクリーンショットを申請サイトにアップロードしていただきます。

※ クレジットカード機能付きキャッシュカードの写真をアップロードする場合は、クレジットカード番号を隠してください。

また、口座名義の姓・名の順番にはご注意ください。

Q10 口座名義が旧姓の口座を振込先口座に指定しても良いか。

A 妊婦（産婦）ご本人の口座と分かれば、口座名義が旧姓のものでも構いません。

なお、審査の際に、確認のためご連絡をする場合があります。

※ 口座名義が旧姓の口座でご申請いただいた後に口座名義を変更する手続きをされますと、妊婦支援給付金の振込ができなくなりますので、ご注意ください。

Q11 振込先口座は、妊婦・産婦本人以外の名義となっている口座でも良いか。

A 妊婦支援給付金は、法律上「妊婦（産婦）本人に支給をするもの」となっているため、必ず妊婦（産婦）ご本人の名義になっている口座を指定してください。配偶者、パートナーやお子様等、妊婦（産婦）ご本人以外の名義となっている口座にはお振込みができません。

Q12 インターネット上の申請サイトから申請することができない。

A インターネットに接続できる環境や機器をお持ちでない方にのみ、紙の申請書による申請を受け付けています。中央区保健所から紙の申請書を郵送しますので、ご連絡ください。

なお、インターネットに接続できる環境や機器をお持ちの場合は、専用申請サイトからご申請いただくようお願いしています。申請サイトのご利用方法、不明点については、専用コールセンターへお問い合わせください。

Q13 妊婦面談をオンラインで受ける予定だが、妊婦給付認定申請はどうすれば良いか。

A 面談後に、案内通知のPDF版をメールでお送りします。様式に表示された二次元コードやURL等から、妊婦給付認定申請を行ってください。

【問合せ先】

① 専用コールセンター

TEL：050-3821-1200

② 中央区保健所 健康推進課

TEL：03-3541-5930

Q14 他自治体で1回目の支給を受けた。2回目の支給は、「胎児の数の届出」だけ申請すれば良いか。

A 他自治体で1回目の支給を受けた場合であっても、「妊婦給付認定申請」からご申請ください。
(申請サイトの仕様上、妊婦給付認定申請を先に申請されないと、「胎児の数の届出」がご申請できない仕組みとなっています。)

Q15 里帰り出産をし、新生児訪問も里帰り先で受ける予定だが、胎児の数の届出はどうすれば良いか。

A 里帰り先で新生児訪問を受けられる場合は、訪問時に案内通知をお渡しできないため、区から郵送をさせていただきます。

里帰り先で新生児訪問を受けましたら、必ず中央区保健所健康推進課にご連絡ください。

Q16 申請内容の修正はできるか。

A 専用申請サイトの「マイページ」下部に「申請履歴」として、申請をした日時や申請内容の一部が表示されます。審査前であれば、「申請履歴」から修正が可能です。また、審査の結果、申請に不備があった場合は、審査後に修正が可能となります。

Q17 申請ができているか確認したい。

A 申請が登録できている場合は、マイページの下部に、「申請履歴」が表示されます。「申請履歴」がない場合は、まだ申請が登録されていないことになります。
詳細については、専用コールセンターにご連絡ください。

Q18 新生児訪問を里帰り先の自治体で受けた。2回目の案内通知を里帰り先に郵送してもらえるか。

A 可能です。新生児訪問を受けた後、中央区保健所健康推進課にご連絡する際に、里帰り先のご住所をお伝えください。

Q19 案内通知を紛失した。

中央区保健所健康推進課にご連絡ください。案内通知を再送します。

【問合せ先】

① 専用コールセンター

TEL：050-3821-1200

② 中央区保健所 健康推進課

TEL：03-3541-5930

3 その他

Q20 妊婦面談及び新生児訪問は希望しないが、妊婦支援給付金の支給を受けたい。

A 妊婦面談及び新生児訪問については、助産師等が面談を通して出産や育児の見通しを一緒に確認したり、区で実施している子育て支援サービスを紹介するという観点からも、原則は受けていただきたいと思えます。

やむを得ない理由（長期のご入院等）により、妊婦面談及び新生児訪問を受けていただくことがどうしても難しい場合は、中央区保健所にご相談ください。（後日、管轄保健センターから体調確認等のために、連絡をさせていただく場合があります。）

Q21 東京都の「赤ちゃんファーストギフト」について教えてほしい。

A 赤ちゃんファーストギフトは、東京都の事業です。

令和7年4月1日以降に出生したお子様を養育する方に対し、専用申請サイトで利用できるWEBカタログギフトを支給しています。

詳細は、東京都にお問い合わせください。

※ 中央区では、「赤ちゃんファーストギフト」の申請受付やWEBカタログギフトの支給は行っていません。

・ 東京都出産・子育て応援事業～赤ちゃんファースト～

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/tokyo_shussankosodateouen

二次元コードの読み込みでも、ページを開くことができます。

